

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定に準じて、周南市徳山中央浄化センター再構築事業を実施する民間事業者を選定した。PFI法第11条第1項の規定に準じる客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和5年9月14日

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

記

1 事業の概要

(1) 事業名

周南市徳山中央浄化センター再構築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設

徳山中央浄化センター（以下「本処理場」という。）、江口ポンプ場

(3) 公共施設の管理者の名称

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

(4) 事業方式

本事業は、周南市上下水道局（以下「市」という。）が所有する本処理場の再構築において、水処理施設の設計・建設及び維持管理等の業務を一括して委ねるDBO（Design Build Operate）方式とする。

(5) 事業の目的

周南市の公共下水道普及率は令和4年度末で88.5%と高い一方、下水道施設の老朽化は深刻で、今後ますます更新費用の確保が求められる。また、使用料収入の減少や、職員減による担い手の不足という課題もあることから、これらの課題解決のため、民間ノウハウを活用する官民連携手法の導入が有効な手段である。

本事業の対象となる本処理場は、昭和41年（1966年）の供用開始から57年以上経過し、水処理、汚泥処理施設の多くが老朽化している。また、非常に狭隘な敷地内に施設を再構築する必要がある。

本事業は、新水処理施設及び管理棟の設計・建設並びに対象施設の維持管理について、事業者の創意工夫や高度なノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的に本処理場を再構築するとともに、長期にわたり安定して運営することを目的とする。

(6) 事業期間

- ① 設計・建設期間 令和6年1月～令和13年9月（約8年間）
- ② 維持管理期間 令和6年10月～令和32年3月（約26年間）

2 優先交渉権者決定までの経緯

優先交渉権者決定までの経緯は、以下のとおりである。

| 日程 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 令和4年 6月10日（金） | 実施方針（案）の公表 |
| 令和4年 7月22日（金） | 実施方針（案）に関する質問・意見への回答、実施方針の公表 |
| 令和4年 8月10日（水） | 要求水準書（案）の公表 |
| 令和4年 9月 2日（金） | 実施方針に関する質問・意見への回答、実施方針（修正版）の公表 |
| 令和4年10月28日（金） | 要求水準書（案）に関する質問・意見への回答の公表 |
| 令和4年11月 4日（金） | 特定事業の選定及び公表 |
| 令和4年11月14日（月） | 募集要項等の公表 |
| 令和4年11月17日（木） | 募集要項に関する説明会 |
| 令和4年12月16日（金） | 募集要項等に関する質問への回答（参加資格に関する内容）、募集要項等（修正版）の公表 |
| 令和5年 1月 6日（金） | 募集要項等に関する質問への回答（参加資格に関する内容）の補足説明の公表 |
| 令和5年 1月27日（金） | 募集要項等に関する質問への回答（参加資格に関する内容）の補足説明（その2）の公表 |
| 令和5年 2月10日（金） | 募集要項等に関する質問への回答（参加資格に関する内容）の補足説明（その3）、募集要項等に関する質問への回答（参加資格以外の内容）の公表 |
| 令和5年 2月17日（金） | 募集要項等（修正版：令和5年2月17日更新）の公表 |
| 令和5年 2月21日（火） | 一次審査書類の提出締切 |
| 令和5年 3月 3日（金） | 一次審査結果の通知 |
| 令和5年 3月13日（月） | 競争的対話の実施要領等の公表 |
| 令和5年 5月31日（水） | 競争的対話の結果公表 |
| 令和5年 6月 9日（金） | 要求水準書等（修正版：令和5年6月9日更新）の公表 |
| 令和5年 7月 7日（金） | 二次審査提案書類の提出締切 |
| 令和5年 8月 7日（月） ～ 8日（火） | ヒアリング（プレゼンテーション等）及び最優秀提案者の選定 |
| 令和5年 8月14日（月） | 優先交渉権者の決定及び公表 |

3 優先交渉権者の決定

学識経験者等で構成する「周南市徳山中央浄化センター再構築事業に係る公募型プロポーザル選定委員会」が優先交渉権者選定基準に基づき、提案書類の審査及びヒアリング等を行い、最優秀提案を選定した。（別紙「周南市徳山中央浄化センター再構築事業審査講評」参照）

市は、その結果を踏まえ、令和5年8月14日（月）に、メタウォーターグループ（代表企業：メタウォーター株式会社）を優先交渉権者として決定した。

《優先交渉権者》

メタウォーターグループ

| 参加区分 | 企業名 | 役割 |
|-----------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 代表企業 | メタウォーター株式会社 中四国営業部 | 建設工事（機械、電気）、 保守・修繕業務 |
| 構成企業 （代表企業を 除く） | 戸田建設株式会社 広島支店 | 建設工事（土木・建築）、 保守・修繕業務 |
| | オリジナル設計株式会社 山口営業所 | 設計業務 |
| | チューケン株式会社 | 建設工事（土木・建築）、 保守・修繕業務 |
| | 株式会社クエスト | 建設工事（機械）、保守・ 修繕業務 |
| | 山陽富士電業株式会社 | 建設工事（電気）、保守・ 修繕業務 |
| | メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部九州営業部 | 維持管理業務 |
| 協力企業 | なし | |

4 提案価格

優先交渉権者として決定したメタウォーターグループの提案価格については、以下のとおりである。

19,136,188,274円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 財政負担額の削減効果

選定された最優秀提案に基づき、本事業をDBO方式により実施する場合の財政支出について、市が自ら実施する場合の財政支出と比較したところ、以下に示すとおり、事業期間全体を通じた市の財政負担額が、現在価値換算で 1,169 百万円縮減される見込みである。

| 区 分 | 市の財政負担額 (現在価値換算 (※)) |
|------------------------------|-------------------------|
| ① 市が自ら実施する場合の財政支出額 | 13,670 百万円 |
| ② DBO方式により実施する場合の財政支出額 | 12,501 百万円 |
| ③ DBO方式導入による財政支出の削減効果額 (②-①) | 1,169 百万円 |
| ④ 削減効果率 (③/①×100) | 8.6% |

※ ①については、令和4年11月14日付で公表した特定事業の選定における前提条件をもとに算定している。

※ ②については、優先交渉権者の提案価格をもとにDBO方式で実施する場合の金額を算定している。

※ ①②の金額を算定するにあたっては、市の収支額（交付金、アドバイザー費、モニタリング費等）を考慮のうえ、現在価値に換算（割引率 0.46%）している。なお、物価上昇は見込んでいない。